

議事日程第5号

令和3年6月23日(水)

第1 議案上程(議案第37号から第50号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

第2 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

---

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第51号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第34号から第38号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

---

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
理 事	佐 藤 透	総 務 企 画 部 長	八 端 隆 公
市民福祉部長	伊 藤 徹	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	小 玉 博 文
産業建設部長	田 村 力	企 業 局 長	佐 藤 孝 悦
企画政策課長	杉 本 一 也	総 務 課 長	湊 智 志
財 政 課 長	鈴 木 健	税 務 課 長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	高 桑 淳	生 活 環 境 課 長	畠 山 隆 之
観 光 課 長	長 谷 部 達 也	農 林 水 産 課 長	鎌 田 重 美
病院事務局長	三 浦 大 成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	太 田 穰	学 校 教 育 課 長	加 賀 谷 正 人
監査事務局長	佐 藤 静 代	企 業 局 管 理 課 長	三 浦 幸 樹
ガス上下水道課長	小 野 肇	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午後 2時00分 開 議

○議長（吉田清孝） これより本日の会議を開きます。

---

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 議案第37号から第50号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第1、議案第37号から第50号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。1番中田謙三委員長

【総務委員長 中田謙三 登壇】

○総務委員長（中田謙三） 総務委員会に付託になりました議案第37号から第40号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第37号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市長、副市長及び教育長の給料月額を改正するものであります。

本案について、委員より、特別職報酬等審議会における給与額の決定に関する経緯について質疑があり、当局から、市内の各種団体等を代表する委員7人による特別職報酬等審議会を5月21日に開催したが、給料額の案については、人口や1人当たりの市民所得、市内総生産額などの経済指標及び市の財政指標などの県内における本市の位置づけのほか、他市の給料額の状況及び、これまでの減額措置の状況等を考慮して提示したものである。審議に当たっては、出席委員全員から意見を出していただいたものであり、妥当な改定額であると認められ、全会一致で決定となったものである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号男鹿市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、この条例で引用している政令の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を国と同様とした内容に条文を整理するため、本条例の一部を改正するものがあります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号行政手続の押印見直しを図るための関係条例の整備に関する条例についてであります。

本議案は、行政手続に係る押印を原則として廃止するほか、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国民健康保険特別会計の財政状況等を踏まえ、国民健康保険税率を引き下げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員から、このたびの改正税率の根拠及び現行税率と改正税率における、県内13市中の男鹿市の状況について質疑があり、当局から、改正税率について、県標準保険税率を準拠し、調定額5億5,000万円に対して、収納率95パーセントを設定し、マイナス5.7パーセントとなったものである。現行税率では県内13市中最も高く、改正税率では上から5番目となる。当市は県内で所得水準が低く、高齢化率と医療費水準が高い状態である。税率の設定については、所得からなる応能割と、世帯人員からなる応益割の比率が、おおむね50対50とすることとなっており、均等割を特別に引き下げることが困難と考えている。との答弁がありました。

第2点として、委員から、普通世帯における税額の試算について質疑があり、当局より、普通世帯加入者2名、所得200万円の世帯は、年間36万700円から33万7,400円となり、2万3,300円の減、6.4パーセントの引下げになる。との答弁がありました。

第3点として、委員から、低所得者の均等割額・世帯平等割額の軽減措置の状況に

ついて質疑があり、当局より、低所得者世帯の割合は、7割軽減が40パーセント、5割軽減が18パーセント、2割軽減が13パーセント、合計71パーセントであり、全国平均の55パーセントと比べても高い。との答弁がありました。

第4点として、委員から、滞納世帯数及び滞納額、さらに収納率について質疑があり、当局より、滞納世帯数は397世帯、滞納総額は1億900万円である。令和2年度の収納率は96.57パーセントで、過去最高の収納率であった。との答弁がありました。

これに対し、委員より、令和2年度は96.57パーセントと非常に頑張っている状況にあるが、滞納額1億円をさらに納めていただくことができれば、基金への積立額が5億円近くなり、さらなる税率引下げの見通しへつながるのではないか。また、今般の予算特別委員会及び本会議場で様々な議論があったが、市民の重税感を少しでも緩和すべく、毎年検証、研究をし、2年ないし3年でのスパンで税の在り方を見直していただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

**○議長（吉田清孝）** 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番鈴木元章委員長

**【教育厚生委員長 鈴木元章 登壇】**

**○教育厚生委員長（鈴木元章）** 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第41号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容について、当局より、新型コロナウイルス感染症を定義していた引用条文が法改正により削除されたことに伴い、新たに定義づけをするため、条文の整理を行うものである。との説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、諸記録の作成・保存等について電磁的な対応を原則として認めるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容について、当局より、保育所を新規に開設するための用地確保が困難な地域における待機児童の解消を促進するために、幅広く受入れ可能な事業として、国家戦略特別区域法により創設された、国家戦略特別区小規模保育事業を新たに連携施設に加えるものである。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における諸記録の作成や保存及び利用者への説明、同意等のうち、書面で行うものを電磁的方法による対応を認めることを加えたものである。との説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じて、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容について、当局より、男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する内容と同様に、国家戦略特別区小規模保育事業が新たに連携施設に加わったことによる条文整理である。との説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。4番伊藤宗就委員長

【産業建設委員長 伊藤宗就 登壇】

○産業建設委員長（伊藤宗就） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第44号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法等の一部改正に伴い、道路管理者以外の者が道路に自動運行補助施設を設置しようとする場合の占用料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号財産の取得についてであります。

本議案は、凍結防止剤散布車を更新するため、車両1台を取得するものであります。

本案について、委員より、入札の執行状況について質疑があり、当局より、13社による指名競争入札の結果、応札した3社のうち、株式会社青工秋田支店が税込価格2,002万円で落札したものであり、落札率は91.3パーセントであった。との答弁があったのであります。

さらに委員より、今季から使用できるよう納入されるものか。との質疑があり、当局より、納入期間については、令和4年2月25日までの期間となっているものの、落札者との契約締結後、今季から使用できるよう製作工程等について契約者と協議していく予定である。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号市道の廃止について及び議案第47号市道の認定についてであります。

本2件は、道路改良に伴い、内子15号線、延長365メートルの市道を廃止するとともに、同じく内子15号線、延長286メートルを認定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本2案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

す。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番進藤優子委員長

【予算特別委員長 進藤優子 登壇】

○予算特別委員長（進藤優子） 予算特別委員会に付託されました議案第48号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）から議案第50号令和3年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）までの審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る14日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点として、地域敬老会助成金の予算配分と助成の仕方及び町内会単位での実施などによる敬老会実施要領の変更について。また、この制度としての実施は今回限りのものか、または今後も同様の実施となるかについて。

第2点として、男鹿駅周辺広場管理費のチャレンジ広場用備品の内容及び活用法について、また、整備事業においてタクシー、バス乗り場の屋根・アーケード設置の検討を行った際の、JRとの協議状況や設置した場合の事業費及び車椅子等の障害者への対応について。

第3点として、総合運動公園長寿命化工事の実施内容と、国庫補助事業などの対象となるようにし有利な財源を活用しての事業実施の検討及び長寿命化工事の今後の予定について。

第4点として、国民健康保険特別会計の見通しとして、以前に示していたものでは令和4年度に基金が枯渇するとしていたが、現在の基金残高となったことの分析による今後の運営の取組方及び県内13市において一番高い税率であった現状と、現在の基金残高、さらには今年度末の基金残高見込みに鑑みて、さらなる税率引下げの検討について。

第5点として、男鹿みなと市民病院のコロナ発生による休業分の病院事業会計への

影響と経営の見通し及びコロナワクチン集団接種での男鹿みなと市民病院の役目と従事内容について。

第6点として、地域振興公社の決算状況から、コロナの影響による収入減と指定管理料を含めた収支の分析及び地域振興公社の在り方や役割と今後の方向性について。

第7点として、船川港旧日鉱跡地開発構想として、脱炭素化計画関連の船川港への打診などの有無及び水素関連プロジェクトを視野に入れ船川港の立地条件を生かし積極的に取り組む姿勢について。

第8点として、空き店舗等利活用推進事業補助金の具体的な事業費の内容及び既に補助に対する要望は来ているものか、また要望に伴う補助件数の設定となったものかについて。

第9点として、児童福祉施設整備事業の用地の取得単価及びこの用地が必ずしも最適地とは限らず、ほかにも適地があると思われるが、ほかの用地の検討について。また、保育園の統合による遠距離通園等に対する不公平感について。

第10点として、コロナワクチン接種の予約受付での電話が繋がらない現状への対応と、電話とインターネットの予約枠配分など、これらから対応策を検討し、この後の予約方法で改善すべきことについて。などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも、全ての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対して、新児童福祉施設建設事業に係る現在の船越保育園施設の今後の予定及び活用について質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第48号から議案第50号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。9番小松議員

○9番（小松穂積議員） 予算特別委員長にお伺いいたします。

先ほど教育厚生委員長が、現在の生活環境課を例に市民生活課とかそういうことのお話といたしましょうか、委員長報告がなされました。それにつきまして、予算特別委員長としては、その意見を委員長のところの腹へとどめておくのか、あるいは議長なり当局へ、こういうことも検討に値する、あるいは値しない、そんなことについて、委員長としてはどういうふうにお考えなのか。その辺をお伺いしたいと思いますが。

○議長（吉田清孝） 12番進藤委員長

○予算特別委員長（進藤優子） ただいま生活環境課の名称についてというふうなお話でございました。委員会の方で審議がなされたという報告があったわけですがけれども、委員会として総体的にそれを変えるべきなのかどうなのかというふうな、そこまでの先ほどの報告には至ってなかったものと認識をさせていただいております。

今後、どういう形がいいのか。このままなのか。それとも変えるのか。また、教育厚生委員会の意見はどうなのかという部分を鑑みて、議長なり議員の皆様なり、全体で考えていくべきものなのか。そこら辺についても検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。9番

○9番（小松穂積議員） 確かに手順というのがありまして、委員会が発議したからそれが決まるというものでもなく、やはり、当局がそういうのに耳を傾けていただく。その上で、市民感情なり、そういうところがそうであれば、これ行政組織の変更ということになりますので、自分たちはやっていればあんまり抵抗なく、今までもそうやって、あんまりそういう意見が出なかったなというところで進んできてるわけがありますけれども、やはり委員会の中でそういう話が出て、そして委員長報告の報告の報告的なことがあったわけでありますから、まず予算委員会でそのことがあったので、今、大変恐縮でしたけれども委員長さんの見解みたいなことをお伺いしたところです。

実は難儀かけるところは当局やるっていうことは重々承知をしておりますし、私どもも手順として、私も教育厚生委員会に所属しておりますから、じゃあ委員会からやっぱり発議を上げれば、とはいえ、当局、それはまあさうだろうけれども、いや、私どもはこれがいいんだよというふうなことであれば、何ら変わらない。ところが、

私ども教育厚生委員会っていうのは、やっぱりその窓口、今の生活環境課を所管としておりますから、やっぱり市民の方が、生活環境っていうのは何だか元のごみ運んでみたり、そういうのが中心たるように見えるけれども、市民の窓口は今の生活環境課ですよと。そうすればやっぱり市民が、一般の生活と重なるっていうのは重なるのかもしれませんが、やはり入りやすく、窓口機能を、それをやっていますけれども、市民のいわゆる戸籍とかそういうことは生活環境でなく市民生活というところが導入としてはいいんでないかっていう若干こうやりとりもしたわけですけども、まあそんなことで、今は予算委員長の報告に対しての質問でありますから、先ほど委員長が話したことに尽きるのかもしれませんが、一議員、あるいは一市民として、あまり変える必要ないというふうな、委員長がお持ちなのか、それとも議会の議論をもう少し眺めながら、あるいはその上で全体でという運びを進めていきたいお気持ちがあるのかどうか、その辺についてお願いします。

○議長（吉田清孝） 暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休 憩

---

午後 2時29分 再 開

○議長（吉田清孝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番小松議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより議案第37号から第50号までを一括して採決いたします。本14件に対する委員長の報告は可決であります。本14件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号から第50号までは、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（吉田清孝） 日程第2、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、15番三浦利通議員において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、15番三浦利通議員において指名することに決しました。

それでは、15番三浦利通議員から指名願います。

【15番 三浦利通議員 登壇】

○15番（三浦利通議員） ただいま議題となっております秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に、議長である吉田清孝議員を指名いたします。

よろしく御賛同くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田清孝） お諮りいたします。ただいま15番三浦利通議員が指名いたしました議長の吉田清孝を、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました議長の吉田清孝が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

---

## 日程追加の件

○議長（吉田清孝） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第51号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第3 議案第51号の上程

○議長(吉田清孝) 日程第3、議案第51号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) ただいま議題となりました議案第51号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、本市監査委員の鈴木誠氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第51号監査委員の選任についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。鈴木誠氏の監査委員の選任について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（吉田清孝） 起立全員であります。よって、議案第51号については同意することに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（吉田清孝） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第34号から第38号までが提出されました。この際、本5件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

---

#### 日程第4 議会案第34号から第38号を上程

○議長（吉田清孝） 日程第4、議会案第34号から第38号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議会案第34号 男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議会案第35号 男鹿市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

議会案第36号 男鹿市議会会議規則の一部を改正する規則について

議会案第37号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議会案第38号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書

---

○議長（吉田清孝） お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、本5件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第34号から第38号までを一括して採決いたします。本5件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議会案第34号から第38号までについては、原案のとおり可決されました。

---

### 地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確

立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

## 記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わない

こと。

8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
9. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の減税、廃止を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
11. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月23日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清孝

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 山東 昭子 様  
内閣総理大臣 菅 義偉 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
総務大臣 武田 良太 様  
厚生労働大臣 田村 憲久 様  
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）  
坂本 哲志 様

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制基準が段階的に35人に引き下げられます。さらにきめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が必要です。また、文部科学大臣が国会答弁で言及したように、35人学級が小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での早期実施が必要です。

学校現場では、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や登校前の検温などへの対応によって、体力的にも精神的にも教職員が追い込まれる状況が生み出されています。

そもそも、新型コロナウイルス感染症対策による影響がなくても、学校現場における課題は複雑化・困難化しています。子どもたちのゆたかな学びを実現するため、教職員が人間らしく働くため、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには、教職員一人一人の業務負担を軽減する必要があり、教職員定数改善が最重要課題であります。

以上、下記の事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかり、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

令和3年6月23日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清孝

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 山東 昭子 様  
内閣総理大臣 菅 義偉 様  
文部科学大臣 萩生田 光一 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
総務大臣 武田 良太 様

---

#### 鈴木監査委員挨拶

○議長（吉田清孝） 先ほど監査委員に同意いたしました鈴木誠君から御挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。鈴木誠君

【監査委員 鈴木誠 登壇】

○監査委員（鈴木誠） それでは、一言御挨拶を述べさせていただきたいと思えます。

先ほどは監査委員の選任に御同意をいただきまして、引き続き本市におきまして仕事をさせていただくことができますことに対しまして、お礼を申し上げたいと思えます。

これまでの4年間を振り返ってみますと、自分自身の力不足もありまして、少なからず満足のいかなかった点もあったものと思っております。本市におきましては、高齢化の進行や人口の減少などへの対応といった多くの課題を抱える中にありまして、オガレの開業や男鹿駅の周辺整備等を契機としまして、地域の活性化に向けました新たな取組が着実に進みつつあるわけですが、このコロナ禍によりまして、観光をはじめ産業や社会活動の様々な分野におきまして、大きな影響が及んでおります。いまだその収束が見通せない中にありますが、いずれは必ずそのときがやってくるということでございますので、課題の解決に向けて、今できることについてはオール男鹿の体制の下で、総力を結集して取り組んでいくことが大切ではなかろうかと

思っております。

こうしたことを踏まえまして、監査の実施に当たりましては、いま一度初心に立ち返って、市民の目線に立ちながら職責を全うしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうか皆様におかれましても今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。選任の御挨拶とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

---

○議長（吉田清孝） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて6月定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

---

午後 2時40分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

副 議 長 小 松 穂 積

議 員 進 藤 優 子

議 員 米 谷 勝